



よくある質問

【令和 4 年度 JEES 留学生奨学金（修学）】

令和 4 年度 JEES 留学生奨学金（修学）（以下、「本奨学金」という）募集・推薦要項には記載されていない重要事項が含まれておりますので、応募・推薦書類の作成を始める前に、必ずご一読ください。

1. 募集・推薦要項

【2 応募資格】

（1）令和 4 年 4 月に日本の大学の学士課程 2 年次以上、又は修士課程（博士前期課程及び一貫制博士課程の 1～2 年次を含む）、又は博士課程（博士後期課程及び一貫制博士課程の 3 年次以上を含む）に正規生として在籍する私費外国人留学生、及び高等専門学校第 4 学年以上（専攻科を含む）に正規生として在籍する私費外国人留学生。

なお、日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。

Q-1. 秋入学の学生を推薦することはできますか。

A-1. 令和 4 年 4 月時点で「2 応募資格」を満たす学生であり、かつ令和 4 年 4 月時点で標準修業年限が 1 学年相当以上残っている学生であれば、入学時期を問わず推薦できます。

Q-2. 令和 3 年の秋に学部へ入学し、令和 4 年 4 月時点で学士課程 1 年次である学生を推薦することはできますか。

A-2. 「令和 4 年 4 月に日本の大学の学士課程 2 年次以上」という要件を満たさないため、推薦できません。

Q-3. 大学院生も推薦できますか。

A-3. 令和 4 年 4 月時点で標準修業年限が 1 学年相当以上残っている学生（すなわち、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間が、本協会奨学金事業で定める標準修業年限内にある学生）であれば、推薦可能です（募集・推薦要項の「2 応募資格（2）」をご参照ください）。

※学士課程の学生の場合には令和 4 年 4 月時点で 2 年次以上である必要がありますが、大学院生の場合には、令和 4 年 4 月時点で在籍している学生であれば学年を問わず推薦できます。

Q-4. オーバードクターの学生も推薦できますか。

A-4. 推薦できません。令和 4 年 4 月時点で本協会奨学金事業で定める標準修業年限が 1 学年相

当以上残っている学生（すなわち、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間が、本協会奨学金事業で定める標準修業年限内にある学生）に限り、推薦可能です（募集・推薦要項の「2 応募資格（2）」をご参照ください）。

Q-5. 過去、留年・休学歴がある学生の応募は可能ですか。

A-5. 令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの期間において、在籍課程の標準修業年限を超えて在籍とならない限りご応募いただけます。

※「標準修業年限」とは、学位取得のために必要な、最短の在籍期間のことです。その学校に在籍できる最長の期間（在学年限）のことではありません。なお、**休学期間は標準修業年限に含まれません**。大学における各課程の標準修業年限については、Q-51/A-51 をご参照ください。

Q-6. 年齢制限はありますか。

A-6. ありません。

Q-7. 日本語のできる学生でなければ推薦できませんか。

A-7. 学生の日本語能力は問いません。

Q-8. 新型コロナウイルス感染症による渡航制限のため、渡日できていない学生を推薦することは可能ですか。

A-8. 募集・推薦要項に記載されている応募資格を満たす限り、応募・推薦書類を提出する時点で日本にいない学生も推薦可能です。ただし、採用された場合、奨学金の支給が開始されるのは渡日降となり降となります。また、支給額も、日本に在留している月の分に限られます（渡日前の期間まで遡って支給することはできません）。なお、支給開始が遅れたことによる支給期間の延長はありません（奨学金を受給できるのは、採用決定通知に記載された支給期間内に限られます）。

Q-9. 現在母国へ一時帰国中で、日本にいない学生を推薦することは可能ですか。

A-9. 本奨学金の第 1 回目の送金月（令和 4 年 10 月を予定しています）において日本に在留している学生であれば、推薦可能です。当該月を過ぎても自己都合により渡日しない場合には、採用が取り消しとなり、奨学金の受給資格を失うこととなりますのでご注意ください（⇒募集・推薦要項の「12 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消（4）」をご参照ください）。ただし、「特段の理由（⇒Q-41/A-41 をご参照ください。）」により当該月までに渡日できなくなった場合には、渡日していないことを理由として採用取り消しとはなりません。ただし、この場合、奨学金の支給が開始されるのは日本へ再入国した月以降となります。また、支給額も、日本に在留している月の分に限られます（再入国前の期間まで遡って支給することはできません）。なお、支給開始が遅れたことによる支給期間の

延長はありません（採用決定通知に記載された支給期間内に限られます）。

Q-10. 日本に在留する間の在留資格は「留学」であることが必要とのことですが、推薦したい学生が渡日前のため、応募・推薦書類提出時点では「留学」の在留資格を持っていません。渡日後「留学」の在留資格を得る予定ですが、このような学生を推薦することは可能ですか。

A-10. 日本に在留する間の在留資格が「留学」となる予定であれば、推薦可能です。

Q-11. 通信教育課程に在籍する学生は推薦できますか。

A-11. 通信教育課程の学生は推薦いただけません。

【その他の質問】

Q-12. 他団体の実施する奨学金へ応募している学生も推薦できますか。

A-12. 推薦可能です。ただし、本奨学金は、採用決定後の辞退を一切認めておりませんので、辞退できるのは本奨学金採用決定（本奨学金選考結果通知を在籍校が受領した時点）前までです。本奨学金への採用決定後には辞退しないことをご誓約いただけるのであれば、他団体の奨学金と併願することは可能です。併願する場合には、各奨学金が設けている併給制限や採用決定時期等にご留意ください。

Q-13. 同じ学生を JEES 留学生奨学金の複数の区分（たとえば「修学」と「少数受入国」）に同時に推薦することはできますか。

A-13. 同時に複数の区分へ推薦することは認められません。

Q-14. 過去に JEES 留学生奨学金（少数受入国）を受給した学生を、JEES 留学生奨学金（修学）へ推薦することは認められますか。

A-14. 推薦可能です。Q-50/A-50 をご参照ください。

【2 応募資格】

(2) 採用された場合の支給期間が令和 4 年 4 月より 1 学年相当以上ある者

Q-15. 令和 4 年の秋卒業（修了）の学生は推薦できないのでしょうか。

A-15. 推薦できません。採用された場合の支給期間が令和 4 年 4 月より最低でも 1 学年相当残っている必要があるため、令和 4 年度末（＝令和 5 年 3 月）より前に卒業（修了）を予定している学生については応募資格を満たさないことになります。

Q-16. 令和 4 年度の年度途中から私費留学のため不在になる予定の学生は、支給期間が 1 年に満

たないため、推薦できないということでしょうか。

A-16. 本奨学金は、支給期間が1年以上ある学生を対象としております。原則として、令和4年度中は日本にいる予定の学生を推薦してください [ただし、在籍校の留学制度等を利用して海外に留学する（例えば交換留学等）のため日本から不在となる学生については、この限りではありません⇒募集・推薦要項の「13 その他（注意事項等）（4）」をご参照ください]。

【2 応募資格】

（3）学業成績優秀（令和3年度の成績評価係数 2.60 以上）である者。

※成績評価係数で表すことが出来ない場合は、その理由を具体的に記載した理由書(様式任意)を提出すること。

Q-17. 「令和3年度の成績評価」とは、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの分の成績評価を指すと考えてよいでしょうか。

A-17. その通りです。

Q-18. 令和3年度の成績評価を持っていないのですが、令和3年度より前の成績評価を使って成績評価係数を算出してもよいですか。

A-18. 令和3年度の成績評価のみ有効です。令和3年度の成績評価がない場合には、「理由書」をご提出ください。この理由書は、成績評価係数を算出できないことに正当な理由があることを学校側が証明する文書ですので、**学生本人には作成させないでください。**

Q-19. 学業成績を成績評価係数で表すことができず「理由書」を出さなければならないのは、具体的にどのようなケースですか。

A-19. 例えば以下のような場合です。

令和3年度に

- ・学生でなかった者（例：社会人であった場合）
- ・学生ではあったものの、在籍していた教育機関が大学・大学院・高等専門学校以外であった者（例：短期大学や専門学校等に在籍していた場合）
- ・非正規学生（例：研究生・科目等履修生等）であったため、成績評価を持っていない者（ただし、非正規学生であっても令和3年度の成績評価を持っている場合には、成績評価係数を算出していただいても構いません。）
- ・休学していたため、成績評価を持っていない者
- ・履修していた科目が全くない者
- ・成績評価の出ない（優劣を評価するわけではなく、合否のみしか結果が出ない）科目しか履修してなかった者 ※なお、全履修科目のうちの一部に成績評価の出ない科目が含まれていた場合には、必ずしも理由書を作成する必要はありません。この場合、Q-21/A-21 を参照の上成績評価係数を算出し

てください。

- ・日本国外の教育機関で学んでいた等の事情があり、成績評価は持っているものの、本奨学金募集・推薦要項に記載されている成績評価係数の表に当てはめて計算することができない者
- ・その他、諸般の事情から成績評価を持っていない者、本奨学金募集・推薦要項に定められた方法では成績評価係数を算出することが困難である者

Q-20. 学業成績を成績評価係数で表すことができない場合の「理由書」は、誰が作成すべきでしょうか。

A-20. 学校ご担当者が作成してください。

Q-21. 成績評価係数を算出する時には、成績評価の出ない（優劣を評価するわけではなく、合否のみしか結果が出ない）科目の数も、「成績評価係数の計算式」の「総登録単位数」に含めなければなりませんか。

A-21. 成績評価の出ない科目は、計算式の「総登録単位数」には含めないでください。全履修科目数のうち成績評価の出ない科目数は除いて、成績評価の出る科目だけで算出してください。

Q-22. 令和 3 年度と令和 4 年度で在籍校が異なる場合、令和 3 年度中に在籍していた学校が発行した学業成績証明書をもとに成績評価係数を算出してよいですか。

A-22. 算出可能です。

Q-23. 外国の教育機関（大学・大学院）が発行した学業成績証明書から成績評価係数を算出してもよいですか。

A-23. 算出可能です。ただし、「成績評価係数の計算式」に当てはめることが困難な場合には、成績評価係数の算出に代えて、理由書を提出してください。

Q-24. 令和 3 年秋入学の学生のため、令和 3 年度の成績は後期分（半年分）しか持っていません。この場合、後期分の成績だけで成績評価係数を算出してよいですか。

A-24. 令和 3 年度の成績であれば有効ですので、成績評価の出ている分だけで算出してください。

Q-25. 令和 3 年度は博士（後期）課程の学生であったため、履修した科目がほとんどありません。例えば履修した科目が 1 種類しかない場合でも、その授業の評価だけを基準として成績評価係数を算出してよいですか。

A-25. たとえ 1 種類しか履修していなかったとしても、その科目の評価をもとに成績評価係数を算出していただいて構いません。

Q-26. 令和 2 年秋入学（10 月入学）の学生を推薦したいと考えています。この場合、令和 3 年度

の成績評価には、1年次のものと2年次のものとが混在することになります（令和3年の4月～9月までは1年次、令和3年10月～令和4年9月までは2年次に当たる期間となります）が、令和3年度の成績を全て合算して算出してもよいのでしょうか。

A-26. 成績評価係数は、原則として、令和3年度中に履修した全科目の成績評価を対象として算出させていただきます。科目履修時の学年が異なっても構いませんので、令和3年度に履修した科目の成績評価を全て合わせて算出してください。

Q-27. 成績評価係数を算出する代わりに理由書を提出する場合、成績評価係数の記入欄は無記入でよいですか。

A-27. はい、何も記入しないでください。

Q-28. 理由書を提出する場合、参考資料として、入学試験の成績や令和2年度以前の成績評価等の資料も添付した方がよいのでしょうか。

A-28. 理由書以外の書類は一切提出不要です。

Q-29. 令和3年度の成績評価係数が2.60未満の学生でも、理由書を出せば推薦できますか。

A-29. 推薦できません。理由書の提出が認められるのは、令和3年度の成績評価を持っていない、もしくは成績評価係数を算出できない特別な事情がある学生に限られます。

Q-30. 「理由書」は誰の名前で作成すべきですか。

A-30. 学校の事務ご担当者が作成してください。また、成績評価係数を算出できないことに正当な理由があることを学校側が証明する文書ですので、学生本人には作成させないでください。

Q-31. 学業成績証明書の原本は提出しなくてよいのですか。

A-31. 提出不要です。

【2 応募資格】

(4) 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円（月額50,000円相当）以下である者〔貸与型（返済が必要なもの）奨学金、学費免除は除く〕。

Q-32. この条文で規定されているのは、本奨学金受給期間において本奨学金と併給できる、他団体から受ける給付型奨学金は、最大で年額600,000円（月額50,000円相当）までのものに限られ、この金額を1円でも超えた場合には、本奨学金との併給はできない」という意味だと理解してよいのでしょうか。

A-32. はい、その通りです。

Q-33. [貸与型（返済が必要なもの）奨学金、学費免除は除く] の意味がよく分かりません。具体的にはどのようなことですか。

A-33. ①：「貸与型（返済が必要なもの）奨学金（…中略…）は除く」の意味について

貸与型（返済が必要な）奨学金については、受給できる金額に上限はなく、年額 600,000 円（月額 50,000 円）を超える奨学金でも本奨学金と併給可能という意味です。

②：「学費免除は除く」の意味について

ここでいう「学費免除」とは、以下のものを指します。

- ・在籍校が、学生の学費の一部もしくは全部を免除するもの
- ・在籍校が独自で実施する給付型奨学金のうち、「学費」という名目で、学費相当額もしくはそれ以下の金額を支給するもの

上記の要件を満たす制度は学費免除と同等のものとして扱いますので、本奨学金で定める併給制限の対象とはなりません。

※ただし、たとえ「学費」を支給するという名目の奨学金であっても、それが在籍校独自の制度ではなく、在籍校とは別の団体が実施するものである場合、学費免除とはみなされません。この場合、「2 応募資格（4）」に定められている併給制限の対象となりますのでご注意ください。

Q-34. 一時的には、ひと月当たりの支給額が 50,000 円を超えるが、1 年間の総支給額では 600,000 円以内に収まる給付型奨学金を、本奨学金と併給することは可能ですか。

A-34. 1 年間の総受給額が 600,000 円以内であれば、本奨学金との併給は可能です。「月額 50,000 円相当」とは、平均すればひと月当たり 50,000 円まで併給可能という意味で提示している目安にすぎません。

（例）令和 4 年 5 月に一時金として 200,000 円を支給される場合、支給金額は 5 月だけで 50,000 円を超えますが、他の給付型奨学金の受給額と合わせて年額 600,000 円以内ならば、本奨学金との併給は可能です。

Q-35. ティーチング・アシスタント（以下「TA」という）や、リサーチ・アシスタント（以下「RA」という）に雇用されている学生が、本奨学金を受給することは可能ですか。

A-35. TA、RA に雇用されることによって得られる収入はいずれも給与とみなします。給付型奨学金ではありませんので、金額がいくらであっても本奨学金を受給できます。

※願書（様式 1）の以下の欄に金額をご記入ください。

- 【応募者の経済状況】欄の「②アルバイト収入、RA・TA の給与等」

Q-36. 「学習奨励費」との併給は可能ですか。

A-36. 学習奨励費の支給額は月額 48,000 円であり、本奨学金で設けている併給制限（年額 600,000 円、月額 50,000 円相当）を超えないものですので、本奨学金との併給は可能です。

※願書（様式 1）の以下の欄に金額等をご記入ください。

- 【応募者の経済状況】欄の「④併給奨学金（給付型のみ）」
- 【他の奨学金受給・申請状況（一時金含む）】

Q-37. 日本学術振興会の特別研究員に採用されている学生が、本奨学金を受給することは可能ですか。

A-37. 日本学術振興会特別研究員の研究助成金は、給与とみなします（給付型奨学金には含まれません）。併給制限の対象外となりますので、本奨学金との併給は可能です。

※願書（様式 1）の以下の欄に金額をご記入ください。

- 【応募者の経済状況】欄の「③特別研究員 研究奨励金」

Q-38. 「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」等の研究助成は、本奨学金と併給可能ですか。

A-38. いずれの事業も本奨学金の併給制限の対象とはなりません。大学側のフェローシップ応募規則に抵触しない限り（*）、金額がいくらであっても本奨学金との併給は可能です。

（*）本協会としては併給制限の対象としておりませんが、大学側のフェローシップ応募規則において、民間の給付型奨学金の受給制限を設けている可能性がありますので、ご注意ください。

※願書（様式 1）の以下の欄に金額等をご記入ください。

- 【応募者の経済状況】欄の「④併給奨学金（給付型のみ）」
- 【他の奨学金受給・申請状況（一時金含む）】

※【他の奨学金受給・申請状況（一時金含む）】欄の記入方法

「奨学金名」：各大学のプロジェクト・プログラム・フェローシップ等の正式名称を記入

「支給団体名」：「文部科学省」と記入

「状況」欄の右横（印刷範囲外のスペース）：「次世代研究者挑戦的研究プログラム」、「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」のいずれかを記入

【2 応募資格】

（7）令和 4 年 4 月に在籍する学校の長の推薦を受けられる者。

Q-39. 他大学の学部の出身である修士 1 年生を推薦したいのですが、本学としては学部時代の成績をあまりよく知らず、推薦理由書を作成することが難しい状況です。このような場合、どのようにして推薦書類を作成すればよいでしょうか。

A-39. 本奨学金は大学（又は高等専門学校）推薦の奨学金ですので、推薦する学生を選ぶ際には、

大学（又は高等専門学校）において、その学生が優秀であると認めるだけの十分な根拠のある学生をご推薦ください。

【5 支給期間】

令和 4 年 4 月から最長 2 年間。

ただし、特段の理由により令和 4 年 5 月以降に渡日する場合は、渡日月から最長で令和 6 年 3 月までとする。

なお、支給期間内に在籍課程を修了し、同一大学の上位課程（高等専門学校の場合は、同一高等専門学校の専攻科）に進学した場合、最長で令和 6 年 3 月まで支給を継続する。

Q-40. 「最長 2 年間」の「最長」とはどのような意味ですか。

A-40. 募集・推薦要項の「12 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消」に当たる事由が発生した場合、選考結果通知に記載された支給期間よりも早く支給が終了する可能性があることを意味しています。

Q-41. 「特段の理由」とは、具体的にはどのようなものを指しますか。

A-41. 新型コロナウイルス感染症の蔓延にともなう渡航制限、もしくは政治的混乱にともなう渡航制限による、日本への入国不能を指します。それ以外の事情については本人都合の理由とみなします。

Q-42. 「特段の理由により令和 4 年 5 月以降に渡日する場合は、渡日月から最長で令和 6 年 3 月までとする。」とは、具体的にはどのようなことですか。

A-42. 渡航制限により渡日できていない学生が採用された場合、奨学金の支給が開始されるのは渡日月以降となります。また、支給開始が遅れた場合でも、支給期間の延長はなく、最長でも令和 6 年 3 月までとなります。なお、支給額も、日本に在留している月の分に限られます（渡日後に、渡日前の期間分の月額奨学金を遡って支給することはいたしません） のでご注意ください。

Q-43. 「支給期間内に在籍課程を修了し同一大学の上位課程に進学した者は、所定の手続きにより、上記（ア）又は（イ）の支給終了年月までを最長として継続受給できる。」とは、どのような意味ですか。

A-43. 本奨学金の支給期間は最長で 2 年間となっていますが、支給開始時の学年によっては、2 年未満で支給期間が終了するケースが生じます。このような学生であっても、支給開始時の在籍課程卒業（修了）後、同一大学（又は同一の高等専門学校）の上位課程へ進学する場合に限り、**支給開始から通算して**、最長 2 年間まで支給期間を延ばすことができるという意味です。

（例）標準修業年限が 4 年と定められている学士課程に在籍する学生が、学部 4 年次に進級した月から受給を開始した場合、支給期間は最長でも 1 年間となってしまいますが、学士課程卒業後、引き続き同一大学の修士課程へ進学した場合には、支給開始から通算して、最長で 2 年間受給することが

できます。

【7 応募・推薦書類及び提出方法】

願書（様式 1）「日本語で書かれたものに限る」

Q-44. 願書（様式 1）は「日本語で書かれたものに限る」と書かれていますが、日本語が書けない留学生の場合、応募することはできないのでしょうか。

A-44. 日本語訳を付けていただければ応募可能です。願書（様式 1）のシートの右隣に「日本語訳」というタイトルのシートを新規作成し、日本語訳を記入してください。この場合、（学校名、所属学部・研究科名等を含め）全ての項目について日本語訳を作成してください。ただし、翻訳証明書（訳文が、原文書の忠実な翻訳であることを証明するもの）等の提出は不要です。

■ 願書を日本語以外で記入する場合の自由記述欄（入力文字数の目安が明記されている欄）について

字数制限は具体的には設けておりませんが、原則として、各項目とも枠内に収まる分量を入力し、行の追加・高さの調整はしないでください。

【10 支給方法】

本奨学金は、別に定める方法により、在籍校を通じて支給する。

Q-45. 「別に定める方法」とは、どのような方法ですか。

A-45. 奨学金は奨学生の在籍校の口座へ送金します（学生の個人口座へは送金いたしません）。各学校は、本協会から奨学金を受け取った後、奨学生の受給資格（出席状況、単位取得状況、学籍状況等）の有無を確認の上、原則として 1 か月分ずつ奨学生へ支給してください。詳細については採用校にのみ、選考結果通知時に文書にてお知らせします。

【12 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消】

(1) 奨学生が在籍校を長期欠席（1 か月以上）した場合は、本奨学金の支給を休止する。

Q-46. 奨学金の支給が休止されるのは長期欠席の場合だけですか。

A-46. 令和 4 年度においては、長期欠席（1 か月以上欠席した）期間に加え、学生が日本を離れている期間も奨学金の支給を休止します。例えば母国への一時帰国等で日本を丸 1 か月以上不在とする場合、当該期間については、奨学金の支給が休止されますのでご注意ください。

【12 本奨学金の支給の休止または終了および決定取消】

(4) 渡航制限が解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

Q-47. 自己都合により日本を離れている学生の場合、支給決定が取り消されないためには、いつまでに渡日している必要がありますか。

A-47. 本奨学金の第 1 回目の送金月（令和 4 年 10 月を予定しています）において日本に在留している必要があります。詳しくは Q-9/A-9 をご参照ください。

【13 その他(注意事項等)】

(2) 本奨学金採用決定（本奨学金採用決定通知を在籍校が受領した時点）前に他の奨学金の受給が決定した場合、在籍校を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として本奨学金を辞退することはできない。

Q-48. 本奨学金と同時期に応募した他団体の実施する奨学金（以下「甲奨学金」という）に採用されました。甲奨学金は、本奨学金との併給ができないものであるため、本奨学金を辞退したいと思えます。いつまでなら本奨学金を辞退することができますか。

A-48. 本奨学金を辞退できるのは、本奨学金の選考結果通知が大学（又は高等専門学校）へ届く前に限られ、本奨学金への採用決定後の辞退は、理由の如何を問わず一切認められません。他団体の奨学金を受給するため本奨学金を辞退したい場合には、本奨学金の選考結果通知が大学（又は高等専門学校）へ到着する前までに本協会へお知らせください。本奨学金の選考結果通知が大学（又は高等専門学校）へ届く前であれば、いつでも辞退可能です。

Q-49. 本奨学金との併給が認められない他団体の実施する奨学金（以下「甲奨学金」という）にも併願しています。甲奨学金は、本奨学金よりも支給額が大きいので、甲奨学金へ採用された場合には、本奨学金を辞退するつもりです。甲奨学金の採否が判明するのは本奨学金と同時か、それより後になる見込みのため、甲奨学金の結果が分からない状況の中で本奨学金の選考結果通知を受領せざるを得ません。甲奨学金に不採用となった場合に限り本奨学金を受給したいので、甲奨学金の採否が判明するまで、本奨学金の辞退を認めてもらいたいのですが、可能ですか。

A-49. 本奨学金を採用決定後に辞退することは一切認められません。

【13 その他(注意事項等)】

(5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。

Q-50. 過去に JEES 留学生奨学金（少数受入国）を受給した学生を、JEES 留学生奨学金（修学）へ推薦することは認められますか。

A-50. 推薦できます。過去に JEES 留学生奨学金を受給している場合でも、受給した区分と別の区分への推薦は可能です（受給した区分と同じ区分への応募はできません）。なお、応募ただけで採用されなかった学生や、採用されたものの新型コロナウイルス感染症による渡航制限のため渡日できず全く

奨学金を受給しなかった学生については、過去に推薦した区分と同じ区分へ再度推薦することが可能です。

【13 その他(注意事項等)】

(6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士（博士前期）課程 2 年、博士（博士後期）課程 3 年とし、この期間のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。なお高等専門学校においては、本科 5 年、専攻科 2 年を標準修業年限とし、この期間のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。

Q-51. 大学の在籍課程・標準修業年限の考え方を教えてください。

A-51. 下表をご参照ください。

学士課程	課程修了時に「学士」の学位を授与される課程。 標準修業年限は 4 年とする(医学部等は 6 年とする)。
修士(博士前期)課程	課程修了時に「修士」の学位を授与される課程。 区分制博士課程のうち、前期 2 年間。 標準修業年限は 2 年とする。
博士後期課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程。 区分制博士課程のうち、後期 3 年間。 標準修業年限は 3 年とする(医学研究科等は 4 年とする)。
5 年一貫制博士課程	課程修了時に「博士」の学位を授与される課程。 (2 年次修了時に「修士」の学位を授与される場合も含む)。 博士課程のうち、区分を設けないもの。 標準修業年限は 5 年とする。
専門職学位課程	課程修了時に「修士(専門職)」、「教職修士(専門職)」または「法務博士(専門職)」の学位を授与される課程。 標準修業年限は 2 年とする(法科大学院等は 3 年とする)。

2. 願書（様式 1）

【学籍状況】

Q-52. 本学では、学年を表現する際、「●回生」という呼称を使用しています。本学の慣習に倣い、学

年欄に「●回生」と記入してもよいでしょうか。

A-52. 願書様式通りの「●年次」という表現をご使用ください。

【渡日状況】

Q-53. 「渡日状況」欄には、令和4年4月1日時点の状況を記入すればよいのでしょうか。

A-53. 願書作成日時点の状況をご記入ください。

■「渡日済み」…既に日本へ入国している場合に、選択してください。

■「渡日前（再入国）」…願書作成日より前に日本へ入国したものの、願書作成日時点では、一時的に日本を離れている場合に、選択してください。

■「渡日前（新規入国）」…新規渡日を予定しているが、渡航制限等の理由により、願書作成日時点で日本へ入国できていない場合に、選択してください。

Q-54. 渡日予定時期が未定の場合、「渡日予定時期」欄は空欄のままでよいですか。

A-54. はい、空欄のままで構いません。「渡日前（再入国）」もしくは「渡日前（新規入国）」に該当する学生のうち、渡日予定時期が決まっている学生については、「渡日予定時期」欄にも日付を記入してください。渡日する具体的な日付まで決まっていない場合には、分かる範囲でご記入ください。

【●応募者の経済状況】(令和4年度見込み)

<全般>

Q-55. 平均月額を計算すると、割り切れず、小数点以下の数字が出てきてしまいます。小数点以下の数字は四捨五入してよいですか。

A-55. 1,000円未満の数字は四捨五入していただいて構いません。

Q-56. 同居者がいる場合、経済状況は家庭全体の収支を書くのでしょうか。

A-56. 同居者がいる場合(家族帯同留学等も含む)も、収入・支出は応募者本人に係る額をご記入ください。

*収入内訳

: 同居者が支弁している応募者本人の学費等金額(単身者の「仕送り額」に相当する部分)については、「①仕送り、生計を一にする同居者の収入等」欄へ記入してください。

*支出内訳

「⑩住居費」

→ (家族帯同留学等も含め) 同居者が全額支出している場合は、0円。同居者がいる場合でも、応募者本人の収入から負担している場合は、応募者自身が負担している額を記入してください。

「⑪その他(光熱費・通信費・交通費等)」

→ 応募者本人の交通費や交友費など、応募者自身の収入から支出している額を記入してください。応

募者本人の収入から同居者の生活費も支出している場合は、その額も含めてください。

<④併給奨学金（給付型のみ）>

Q-57. 申請中（もしくは今後申請予定）で選考結果が出ておらず、受給が未確定の奨学金も記入する必要がありますか。

A-57. 記入不要です。受給が確定している奨学金のみ記入してください。なお、願書提出後に選考結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません（結果判明後の願書の修正は不要です）。※ただし、本奨学金と併給できない奨学金に採用され、本奨学金を辞退する必要がある場合には、必ずご連絡をお願いいたします。

<⑥その他（借金等、貸与型奨学金含む）>

Q-58. 申請中（もしくは今後申請予定）で選考結果が出ておらず、受給が未確定の奨学金も記入する必要がありますか。

A-58. 記入不要です。受給が確定している奨学金のみ記入してください。なお、後日選考結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません（結果判明後の願書の修正は不要です）。

<⑦学費>

Q-59. 学費の減免を受けている場合、「⑦学費」欄には、減免後の金額を記入すればよいでしょうか。

A-59. はい、減免後の金額をご記入ください。

Q-60. 学費の減免を申請中（もしくは今後申請予定）で審査結果が出ておらず、減免の有無が未定の場合、どのように記入すればよいですか。

A-60. 減免を受けない場合の金額を記入してください。なお、願書提出後に審査結果が判明した場合でも、その採否を本協会へご報告いただく必要はありません（結果判明後の願書の修正は不要です）。

Q-61. 学生の親が学費を負担しており、学生本人は学費を支払っていない場合、学費の欄はどのように記入すればよいですか。

A-61. 学生の親が負担する学費は、「収入」欄の「仕送り」に含め、それと同時に「支出」欄の「学費」にも含めてください。

（例）学生の親が、学費相当分として、毎月 5 万円を支払っている場合

「収入」の「仕送り」⇒5 万円

「支出」の「学費」⇒5 万円

としてください。

※上記は「学費」を例としましたが、学費のみならず、学生本人の生活に必要な費用を、第三者（例えば学生本人の家族等）が支弁することで、学生本人がその費用の支払いを免れている場合、支払いを免れている金額相当の「仕送り」を受けているものとみなします。

【●他の奨学金受給・申請状況（一時金を含む）】

Q-62. 過去に受給していた奨学金も全て含めて記入する必要がありますか。

A-62. 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に支給される（予定の）奨学金のみ記入してください。それ以外の年度の受給状況は記入不要です。

Q-63. 申請中でまだ採否が確定していない奨学金も、記入する必要がありますか。

A-63. 受給が確定していない奨学金も必ず記入してください。なお、本奨学金と併給可能な奨学金については、願書提出後に採否が判明した場合でも、本協会へのご連絡は不要です（結果判明後の願書の修正は不要です）。※ただし、**本奨学金と併給できない奨学金に採用され、本奨学金を辞退する必要が生じた場合には、必ずご連絡をお願いいたします。**

Q-64. 令和3年秋入学の学生で、入学時に一時金が支給されている場合、記入する必要がありますか。

A-64. 一時金は実際の支給日を基準とします。支給日が令和4年度内でなければ、記入する必要はありません。

Q-65. 一時金の記入方法を教えてください。

A-65.

■「月額」欄の書き方

一時金総額を12（＝令和4年度の全月数）で割って1か月当たりの金額を算出し、それを記入してください。

■「受給期間」欄の書き方

受給開始日と受給終了日は、いずれも同日（一時金を受け取る日）にしてください。

（例）2022年5月18日に受け取る予定の場合、受給期間は以下の通りとなります。

2022年5月18日から2022年5月18日まで

【●学歴・職歴（高等学校卒業以降）】

Q-66. 現在在籍している学校の情報も記入する必要がありますか。

A-66. 記入不要です。

Q-67. 「※記入欄が足りない場合は高等学校卒業以降の直近 4 件を記入すること」と書かれていますが、高等学校より下位の教育機関（すなわち、小学校、中学校）の学歴は記入不要ということでしょうか。

A-67. はい、その通りです。

Q-68. 学歴・職歴欄は、古いものから新しいものの順に記入するのでしょうか。新しいものから古いものの順に遡って記入するのでしょうか。

A-68. 一番新しい学歴・職歴が一番下の行に来るように記入してください。「願書（様式 1）」のシートの右隣りに「願書（様式 1）記入例」のシートが付いていますので、それに倣ってご記入ください。

【●学習・研究計画】

Q-69. まだ学習・研究計画が決まっています。空欄のまま提出してもよいですか。

A-69. 現時点で学習・研究したいと考えているテーマ、興味のある学問分野等、何でも構いませんので、必ずご記入ください。「概要・テーマ」欄も必ずご記入ください。

Q-70. 「概要・テーマ」欄に、現在執筆している英語論文のタイトルをそのまま記入してもよいですか。

A-70. 日本語に訳すか、日本語訳を併記してください。

【●これまでに、学会発表、学術誌掲載、表彰履歴等がある場合は以下に記入（大学院に在籍している学生のみ記入）】

Q-71. この欄に記入する「学会発表、学術誌掲載、表彰履歴等」について、学部在学中に行ったものも対象となりますか。

A-71. 対象となります。

Q-72. 日本語以外の言語を使用して学会発表や論文の執筆を行った場合、発表時・誌面掲載時のままのタイトルを記入してよいですか。

A-72. 発表時・誌面掲載時のタイトルを記入した上で、日本語訳も必ず併記してください。

【● ボランティア活動や国際交流活動等の実績、これらの活動への意欲等について】

Q-73. 現在在籍している課程に入学してからの活動実績がありません。在籍中の大学（又は高等専門学校）入学前に行った活動を書いてもよいですか。

A-73. 活動実績については、原則、令和4年4月1日を基準として、直近1年以内に行った活動をご記入ください。1年以内に行った活動がない場合には、1年以上前の活動をご記入いただいても構いません。

3. 推薦理由書（様式3）

【作成者】

Q-74. 指導教官が未定の場合、推薦理由は誰が書けばよいですか。

A-74. 学生が履修した授業の担当教員など、学生をよく知る教員の方がご記入ください。

【使用言語】

Q-75. 学生の指導教官が外国人であり、日本語による文書の作成ができません。

A-75. 日本語訳を付けていただければ問題ありません。「推薦理由書（様式3）」のシートの右隣りに新たにシートを作成し、日本語訳を作成してください。

【推薦理由書の書き方】

Q-76. 未渡日の学生を推薦したいのですが、まだ本学での活動実績がないことから、学内には当該学生の成績評価にかかわる資料がありません。何をもちて優秀と認めればよいか判断がつかないため、推薦理由書の書き方についてアドバイスを下さい。

A-76. 貴学の入学試験の結果や外国の教育機関における成績評価など、参考になる資料であればどのようなものを使っても構いませんので、貴学において優秀であると認めた根拠があることを説明してください。ただし、文書の作成にあたって参考にした資料を添付していただく必要はありません。

【成績評価係数】

Q-77. 成績評価係数が算出できず理由書を提出する場合、空欄のままでよいでしょうか。

A-77. 空欄としてください。

【推薦順位】

Q-78. 1 人だけ推薦する場合、順位を付ける必要はありますか。

A-78. 推薦する学生が 1 人しかいない場合でも、必ず順位を付けてください（1 位としてください）。

Q-79. 複数の学生を推薦したいのですが、甲乙付け難く、推薦順位を付すことができません。推薦順位欄は空欄のまま提出してもよいですか。

A-79. 推薦順位は必須記入項目です。学内で選考委員会を開催する等して、必ず推薦順位を付けてください。

【本奨学金の募集・推薦に関するお問い合わせ】

本奨学金に関するお問い合わせは、以下のお問い合わせフォームからお願いいたします。

➤ お問い合わせフォームリンク：<https://forms.office.com/r/1BSvkWiuay>

※お問い合わせの前に、同封いたしました「よくある質問」をご確認ください。

※学生からの直接の問い合わせには応じられません。学校ご担当者様からお問い合わせ願います。

※ご回答に 3 営業日程度かかる可能性がありますので余裕をもってお問い合わせください。

※適切なご回答をするため、電話やメールによるお問い合わせはご容赦ください。

〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階

公益財団法人 日本国際教育支援協会

学生支援部 国際教育課